



鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務企画提案審査会）設置要綱

（目的）

第1条 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校の学校給食及び寄宿舎給食の調理業務を委託する業者を決定するための公募型プロポーザル方式に係る審査等を行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務企画提案審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の中から互選により決定し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（掌握事務）

第3条 審査会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 企画提案書を審査採点するための審査基準を定めること。
- (2) 企画提案書の審査採点を行い、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に報告すること。
- (3) その他、本件業務の実施に関し、意見を述べること。

（会議）

第4条 審査会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第5条 審査委員会の事務局は、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めのない事項については、審査会委員の過半の賛同を得ることにより決定する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月4日から施行し、目的を達成した時点でその効力を失う。

（別表）

分野	所属	職名等	氏名	備考
有識者	鳥取短期大学	教授	野津 あきこ	生活学科食物栄養専攻
有識者	県教育委員会事務局体育保健課	指導主事	盛本 真理	
P T A	県立琴の浦高等特別支援学校 P T A	会長	川口 めぐみ	
学校関係	県立琴の浦高等特別支援学校	教頭	倉立 恭裕	
学校関係	県立琴の浦高等特別支援学校	保健部長	上田 祐吉	